

令和8年度ひとり親家庭等相談支援従事者人材育成研修事業実施要綱(案)

第1 事業の目的

ひとり親家庭等が直面する課題は、ニーズが個々に異なるうえ、問題が複雑・複合化しており、必要な支援につなぐための的確なアセスメントが求められる。そのため、母子・父子自立支援員等の相談支援従事者の質の向上・人材育成が急務であることから、ひとり親家庭等の相談に従事する職員等が受講する研修事業を実施することを本事業の目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※(以下「実施団体」という。)とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 受講対象者

ひとり親家庭等の相談に従事する職員等

第4 事業の内容等

実施団体は、以下の事業を実施するにあたり、こども家庭庁支援局家庭福祉課(以下「担当課」という。)と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

また、事業実施後は、実施した事業の内容や効果等について担当課に報告すること。

1. ひとり親家庭等相談支援従事者人材育成研修等

(1) 事業の実施及び内容

以下に定める事業を実施すること。また、研修の実施に当たっては、参加者の利便性等も考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することとし、担当課と協議の上、決定すること。

① ひとり親家庭等相談支援従事者研修

ひとり親家庭等の相談に従事する職員等を対象に、座学による知識・スキルの習得と事例検討等の相談支援の実践的な内容について演習する研修を実施すること。研修の開催に当たっては、座学では動画配信によるオンデマンド方式、事例検討等の演習では対面またはオンラインのいずれかを受講者自身で選択できるようにするなど、受講者の移動や負担についても考慮すること。なお、地域をブロック毎に分けて研修を行い、地域の相談員同士が関係を構築できるように工夫を行うこと。

また、令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「ひとり親家庭支援における相談支援従事者の人材養成研究に関する調査研究」において作成された研修カリキュラムを踏まえて事業の実施にあたること。

② 全国大会の開催

オンラインも活用しながら、母子・父子自立支援員等が一堂に会し、相談支援にあたっての課題の共有や意見交換ができる全国大会を開催すること。

(2) 留意事項

- ① ひとり親家庭等支援の専門家等（第3に該当する対象者を除く。）の講師の選定及び招聘を行うこと。
- ② 研修に参加した職員等が、研修終了後に円滑な連携を図れるようにすること。
- ③ 都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）を通じて、研修の開催案内及び参加希望者の募集等を行うこと。

2. 研修の実施方法等の検証等

研修実施後、受講者を対象としたアンケートを実施し、研修内容・講師・運営等に関する満足度や研修に対する要望等を把握すること。

第5 経費の負担

国は、実施団体がこの事業のために支出した費用については、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

第6 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第7 その他特記事項

1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

2. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

なお、事業の一部を委託する場合は、実施団体と同様の責務を委託先事業者も

負うよう、委託先との契約において、必要な措置を講ずること。

- (1) 個人情報の取扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。
- (2) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製しないこと。
作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3) 実施団体は、保有する個人情報にアクセスする権限を有する者について、その利用目的を達成するために必要最小限に限定すること。
- (4) 個人情報漏洩等の事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

3. 事業実施計画等の情報の提供について

実施団体の作成した研修日程、研修カリキュラム等の事業実施計画及び実施結果等については、翌年度以降の研修事業の実施に当たっての参考とするため、実施団体以外の民間法人等に対して、担当課より資料を提供できるものとする。